

平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

平成27年度以降の軽自動車税の税額が、以下のように変わります。なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

■原動機付自転車および二輪車など

車両の種類		税額（年額）	
		現行	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自転車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車（125cc超 250cc以下）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円



■三輪以上の軽自動車

平成27年度から税額が次のとおり引き上げられます。ただし、改正後の税率は初度検査年月（※）が平成27年4月以降の車両に適用されます。

なお、平成28年度以降、初度検査年月から13年経過した車両（ただし、電気自動車など環境負荷の小さい車両を除く）については、グリーン化の観点から重課税率が適用されます。

※自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。



車両の種類			税額（年額）		
			①現行	②改正後	③重課税
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

- ▷ 初度検査年月が平成27年3月以前
①現行の税額のまま変更はありません。
- ▷ 初度検査年月が平成27年4月以降
②改正後の税額となります。
- ▷ 初度検査年月から13年経過した車両
③重課税額となります（平成28年度から）。

★平成27年度以降の税額の例（年額、四輪乗用・自家用の場合）

- ▷ 初度検査年月が平成27年3月の車両
平成27～39年度は7,200円（①現行）。平成40年度以降は12,900円（③重課税）
- ▷ 初度検査年月が平成27年5月の車両
平成28～40年度は10,800円（②改正後）。平成41年度以降は12,900円（③重課税）
- ▷ 初度検査年月が平成14年12月以前の車両
平成27年度は7,200円（①現行）。平成28年度以降は12,900円（③重課税）

問 税務課（内線183）